

東邦大学医療センター大森病院長選考基準

令和3年4月8日制定

東邦大学医療センター大森病院長（以下「大森病院長」という。）の選考基準を次のとおり定める。

◎大森病院長の選考基準

1. 東邦大学医学部教授会の構成員である専任教授であること。
2. 医療の安全の確保のため、医療安全管理者業務の経験や患者安全を第一に考える姿勢及び指導能力を有していること。
3. 適正な管理運営を図るため、組織管理経験やガバナンスに必要な資質及び指導力を有していること。

【根拠】

1. 医療法施行規則第七条の二

特定機能病院の開設者は、法第十条の二第一項に規定する管理者の選任に当たり、管理者の資質及び能力に関する基準として次に掲げる事項をあらかじめ定め、公表しなければならない。

- (1) 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力
- (2) 組織管理能力等の当該病院を管理運営する上で必要な資質及び能力

2. 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について

(最終改正：平成30年5月30日)

第一 特定機能病院に関する事項 3 管理者の選任

- (1) 「医療の安全の確保のために必要な資質及び能力」には、医療安全管理者業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力が含まれること。
- (2) 「組織管理能力等の当該病院を管理運営する上で必要な資質及び能力」には、当該病院内外での組織管理経験が含まれること。

注：医療安全管理者業務の経験とは、以下のものを指す。

- ①医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
- ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③医療安全管理部門における業務
- ④その他上記に準じる業務